

26 縦山自然環境保全地域



1 地域指定

- (1) 指定地域 縦山神社周辺一帯(旭村)
- (2) 指 定 昭和57年2月22日(茨城県告示第258号)

2 保全計画の概要

(1) 指定理由

本地域はタブノキ、スダジイ、モミ等の混生する常緑樹林を主とする一団のまとまった森林地域である。

本県では群落をつくることのあまりないタブノキが比較的広い面積にわたって群落を形成し、かつ、当地域の標高35メートルという植生上低い位置に属するモミが、大径木となって混生していることは、潜在植生を考察する上で学術的にも重要な意味があり、県域の中でも非常に珍しい樹相を呈している。

また、動物相は、関東地方以西に分布するチャバネセセリ等の昆虫が豊富に生息している貴重な地域であることから、動植物の生息環境を保全する必要がある。

このため、本地域は、茨城県自然環境保全条例第3条第1項第5号に規定する「植物の自生地、野生動物の生息地」に該当する。

(2) 自然環境の概要

ア 植 生

常緑樹林は、高木層にスダジイ、タブノキ、モミ、亜高木層にタブノキ、イロハモミジ、ケヤキ、ヤマザクラ、低木層にヤブツバキ、シロダモ、タブノキ、アオキ、サンショウ、草本層にクマザサ、ベニシダ、テイカカズラ、ジャノヒゲ、チゴザサが生育している。

この森林の中に、スギとモミの混交する針葉樹林がある。

亜高木層にヤブツバキ、タブノキの常緑樹、低木層にヒノキ、ヒサカキ、タブノキ、コナラ、ゴンズイ、ガマズミ、ヤブツバキ、草本層にテイカカズラ、アズマネザサ、ヒサカキ、ゴンズイ、ハナイカダ、コナラ、ヤブコウジ、チゴユリ、カシワバハグマ、ヤブラン、イタビカズラ等が生息している。

特に、タブノキは本県より北限地の岩手県にかけて個体数が少なくなり、群落を形成することは少ないけれども、当地域では個体数が多く、広い面積にわたって生育環境が保存されている。

また、モミは垂直分布的に丘陵地から低山帯（通常標高700メートル前後）にかけて生育する種であるが、当地域のように標高35メートルでの生育は植生分布上低い位置に属するもので特異性を有する。

更に、ゴンズイは、関東地方以西に分布する種で、それも本県を北限としている。イタビカズラは、福島県いわき市を北限とし、カシワバハグマは、太平洋側の低山帯にそれぞれ分布する種であり、当地域の生育は個体数も多く特異性を有している。

イ 野生動物

常緑樹を好むアオスジアゲハ、キアゲハ、クロアゲハのほか、関東地方以西に分布するチャバネセセリ、ウラギンシジミ等のチョウ類、昆虫類が生息し、近くに湿地があるので関東平野以南に分布するセスジイトトンボ、移動性の少ないナツアカネ、山地と平野部を移動するアキアカネ等のトンボ類がみられる。

また、農耕地に接しているので、コジュケイ、ヤマドリ、キジバト、ヒバリ、ヒヨドリ、ハクセキレイ、ムクドリ等も確認される。

ウ 地形、地質、自然現象

本地域は、海底面が陸化して形成された隆起海岸平野面で、西方より伸張した幅狭い開析谷の谷頭部に当たり、全般的にゆるい傾斜を持つ台地で標高35～40メートル程度である。

台地を構成する地層は、2～3メートルの厚さの関東ローム層で、その下は海成層を示す砂層となっている。

また、気候は、年平均気温14.1℃、年平均降水量1,415mmである。

(3) 区 域

ア 区域の概要

本地域は、旭村の南部に位置し、海岸線と平行する国道51号線から西側に約600メートル入った縦山神社を包含する森林地域とする。

イ 位置及び区域

茨城県鹿島郡旭村大字縦山の一部(別図のとおり)

(4) 自然環境保全に関する基本的な事項

ア 保全すべき自然環境の特質

本地域は、タブノキ、スダジイ、モミ等の常緑樹林である。

本県で群落を形成することの少ないタブノキが、大木となり、かつ、群落となって存在していることに希少性を有するものである。

モミは、垂直分布上丘陵地から低山帯にわたって自生する種であるが、当地域のように標高35メートルでの生育は植生分布上低い位置に属し、大径木となって生育していることは潜在植生を考察するうえで学術的にも価値を有し、かつ、常緑樹が比較的広い面積にわたって存在することに地域の特性を示している。

林内に生育するゴンズイは関東地方以西に分布し、それも本県を北限とする落葉樹であり、また、林床植物のイタビカズラは福島県いわき市を北限とし、カシワバハグマは太平洋側の低山帯に分布するもので、三種とも本県では個体数の少なくなっている種であるが、当地域では個体数が多

く生育していることに特性を有している。

また、常緑樹を好むアゲハチョウや関東地方以西に分布するチャバネセセリ等のチョウ類、昆虫類、鳥類も豊富であることから、これら動植物の生息する環境が十分に整えられたところを、積極的に自然環境の維持保全を図る。

イ 権利制限関係等の概要

特記事項なし

ウ 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

保全地域のうち、タブノキ、スダジイの常緑照葉樹林とモミの生育は、植物分布上重要である。その影響下にある動物の生息環境とともに、自然度の高い土地の区域を特別地区に指定し、自然環境の保全に努める。

このため、保全に必要な規制は条例の定めにより行う。

エ 保全施設に関する方針

巡視歩道、標識、廃棄物処理施設、植生復元施設、病害虫防除施設、給餌施設及び養殖施設を必要に応じて設ける。

(5) 地区の指定に関する事項

特別地区は次のとおりとする。

名 称	位置及び区域	面 積	土地所有別面積	摘 要
縦山 自然環境 保全地域 特別地区	茨城県鹿島郡旭村大字 縦山91, 92-1番 地の一部	1.15 ヘクタール	民有地 1.15 ヘクタール	タブノキ、スダジイ、モミの常緑樹林と、その影響下にある動物の生息を中心として保全を図る。

総括表

区 分	特 別 地 区			普 通 地 区			合 計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別 面積(ha)	—	—	1.15	—	—	1.50	—	—	2.65
地区別面積 (ha)	1.15			1.50			2.65		
地区別比率 (%)	43			57			100		

(6) 保全のための規制に関する事項

ア 野生動植物保護地区は次のとおりとする。

該当なし

イ 茨城県自然環境保全条例第6条第3項に規定する同条4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は次のとおりとする。

区 域	伐採の方法及びその限度	面 積	土地所有別面積
茨城県鹿島郡旭村 大字樫山91,92-1 番地の一部	木竹の伐採は原則として単木択伐 (択伐率, 現在蓄積の10パーセント以 内) とする。ただし, 森林の群落構成 を変える等自然環境に著しい変化を招 くおそれの少ない場合には, 択伐 (択 伐率, 現在蓄積の30パーセント以内) とする。	1.15 ヘクタール	民有地 1.15 ヘクタール

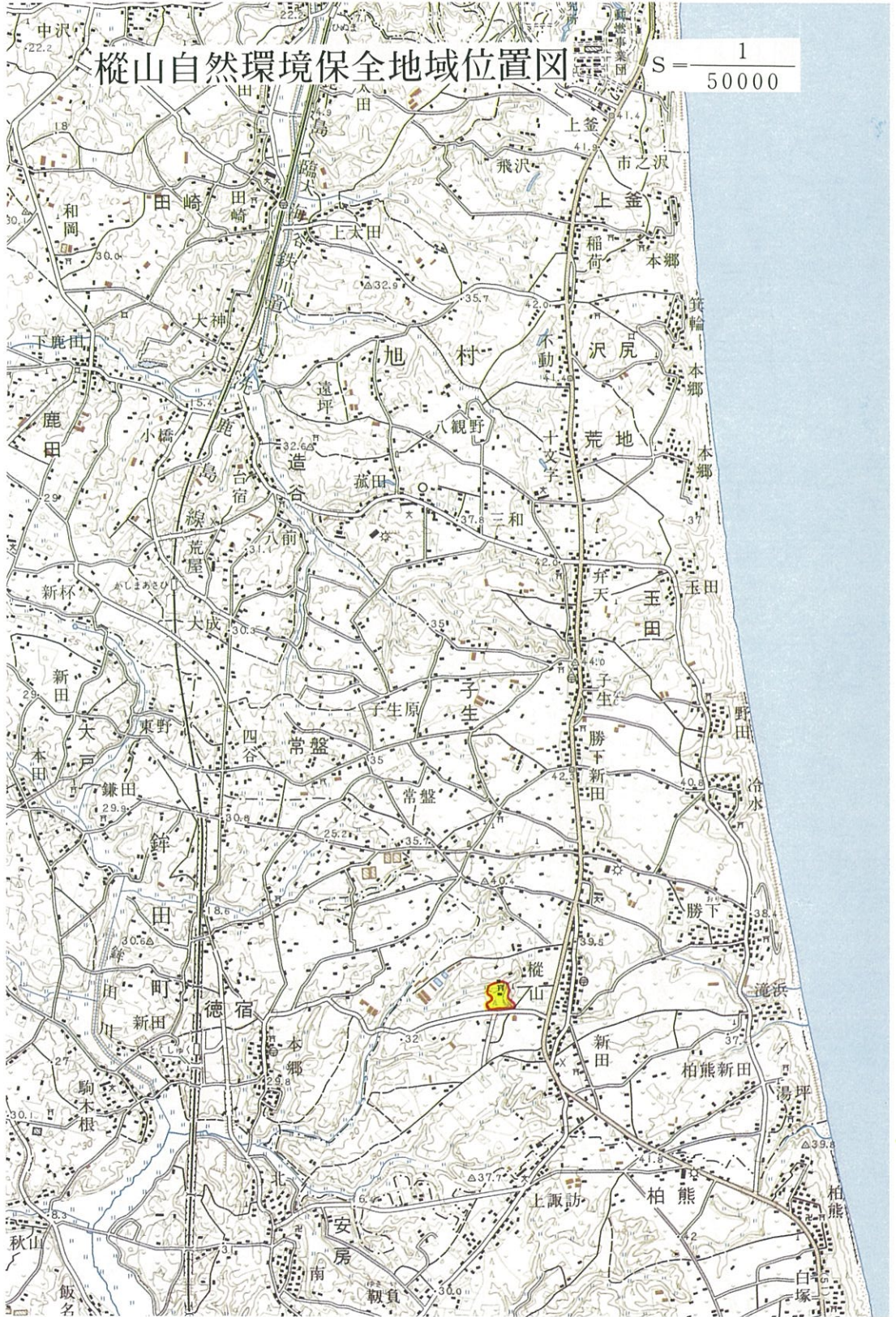
特別地区内不要許可木竹伐採総括表

伐 採 方 法・ 限 度	禁 伐 等			30%以内択伐等			そ の 他 の 方 法 ・ 限 度			合 計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土 地 所 有 別 面 積 (h a)	—	—	—	—	—	1.15	—	—	—	—	—	1.15
方 法 ・ 限 度 別 面 積 (h a)	—	—	—	—	—	1.15	—	—	—	—	—	1.15
方 法 ・ 限 度 別 比 率 (%)				100						100		

ウ 同条例第6条第4項第7号に規定する汚廃水の排出の規制に係る湖沼又は湿原
該当なし

縦山自然環境保全地域位置図

S = $\frac{1}{50000}$



縦山自然環境保全地域区域図

$$S = \frac{1}{5000}$$

